

# 淀川管内河川保全利用委員会

委員会ニュース

## 木津川下流河川保全利用委員会

2022年11月発行

No. 89



キャンプ場（笠置町）（令和4年10月）

### “川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？

野球やサッカーなどのグラウンド利用、散策やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないのでしょうか。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？川に入っただけの魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないのでしょうか。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思います。このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Web サイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Web サイトをご覧ください。

淀川管内 河川保全利用

検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html>

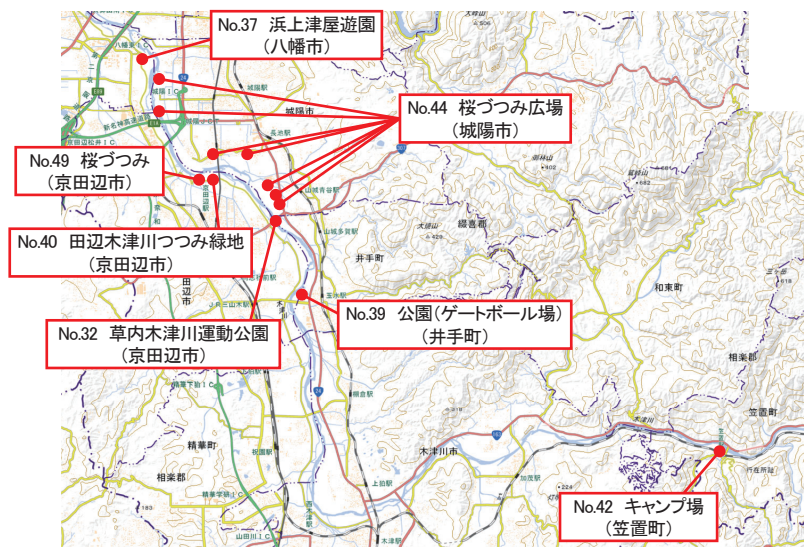
## 委員会開催報告

令和4年度 木津川下流河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和4年9月12日(月)



委員会の様子



審議対象案件 位置図

### ■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

審議対象案件 一覧表

番号	名称	占有者	占有面積(m <sup>2</sup> )	許可期限	主な施設	占用の位置	ランク	備考
32	草内木津川運動公園	京田辺市	23,860.40	R6.3.31	移動式便所、バックネット、シェルター、器具庫、ベンチ等	堤外地	A	
37	浜上津屋遊園	八幡市	213.50	R5.8.31	なし	堤内地	C	
39	公園(ゲートボール場)	井手町	2,180.40	R5.8.31	便所、倉庫	堤防	C	
40	田辺木津川つつみ緑地	京田辺市	14,670.06	R6.3.31	休憩施設、遊戯施設、園路施設、運動施設、便益施設、修景施設等	堤防	C	
42	キャンプ場	笠置町	60,800.00	R5.5.31	占有区域内に附帯施設はない(区域外に炊事場・トイレ等有り)	堤外地	A	
44	桜つつみ広場	城陽市	44,249.97	R10.3.31	移動式トイレ、四阿等	堤内地	C	
49	桜つつみ	京田辺市	7,554.58	R6.3.31	休憩施設、園路施設、修景施設等	堤内地	C	

※Aランク: 次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク: 今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク: 河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

### ■ 現地視察

9:30~12:40 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 37 浜上津屋遊園(八幡市)



No. 39 公園(ゲートボール場)(井手町)

## 委員会開催報告

日時：令和4年9月12日(月) 13時30分～15時30分

場所：笠置町産業振興会館（笠置町）

参加者数：委員4名、河川管理者4名、占用者7名、  
一般傍聴者0名、事務局3名

出席者 (敬称略)

	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	村上 興正	元京都大学 理学研究科 講師	委員長	出席
	宗田 好史	関西国際大学 国際コミュニケーション学部 教授	副委員長	出席
	久保田洋一	(株)関西総合研究所 研究フェロー		出席
	辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授		欠席
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		代理出席
行政委員	後藤 幸宏	京都府府民環境部 自然環境保全課 課長		欠席
	杉本 学	京都府教育庁指導部 社会教育課 課長		欠席

### ■ 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
  - (1) 令和4年度 連絡調整会議の報告
  - (2) 令和4年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和4年度 審議対象案件の審議
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ、その他

### ■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

#### No. 32 草内木津川運動公園（京田辺市）

- ・以前に比べると「ずいぶん進んでいる」と感じた。
- ・残すべき絶滅危惧種と駆除すべき特定外来生物が並んでいるのは良くない。セイバンモロコシも木津川での拡大が問題となっている。
- ・委員会の指摘に対し、良い方向に対応してもらっている。
- ・多目的広場の活用も努力されている。
- ・スポーツだけでなく、環境に配慮した活用もなされていて、先駆的といえる。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする。



#### No. 37 浜上津屋遊園（八幡市）

- ・木津川に関する情報を示す案内板のようなものも必要かと思う。
- ・少子化が進んでいる。過年度、水防倉庫の活用、防災訓練の場としての活用などの意見も出されている。活用されていないのはもったいないように感じる。
- ・消防団員も少なくなってきた、過度な地域への要求は望ましくない。地域頼みは限界がある。住民の負担を軽減していく方向も大事。
- ・実現性も踏まえて、地域できそうな活用を考えて取り組んでもらいたい。
- ・ランクCを継続、占用期間を5年とする。
- ・次回審議のタイミングで、事務局報告のみとするかどうかを判断する。



#### No. 44 桜づつみ広場（城陽市）

- ・外来種が進入しないような管理はなかなか難しく、外来種の種類によって対策方法は異なるかもしれない。
- ・本年は中間報告であり、現在のランクCと占用期間10年、事務局からの報告案件を踏襲する。



## No. 39 公園（ゲートボール場）（井手町）

- ・人口減少のなか、子どもたちの環境学習の場などでの活用についても検討されたい。
- ・継続の利用が困難となっているなか、できる範囲での活用方法を検討されるとよい。
- ・空き家や放置林も増加している中、河川敷は後回しになりがちなのは仕方がない。
- ・個人的見解だが、占用地として無理に継続する必要はないかもしれない。早めに判断することも大事である。
- ・地域の要望や実情に合わせて、今後の方向性を検討されたい。
- ・ランクCを継続、占用期間は5年とする。
- ・次回審議のタイミングで、事務局報告のみとするかどうかを判断する。

No. 40 田辺木津川つつみ緑地（京田辺市）  
No. 49 桜つつみ（京田辺市）

- ・遊具に対しては対策を取られるということで問題ない。
- ・外来種が進入しないよう監視されたい。
- ・ランクCを継続、占用期間5年とし、事務局報告案件を踏襲する。



## No. 42 キャンプ場（笠置町）

- ・木津川の河川環境を考えていく場で、キャンプ利用者の高い意識を活用していけるとよい。
- ・新しい河川敷利用を考える良い事例といえる。
- ・占用区域の周辺にも大事な環境があり、ポテンシャルの高い場所であるので期待したい。
- ・キャンプ場の鳥獣被害等はどうなっているか？ゴミの処理を適正にしないと野犬、カラス、アライグマなどの被害が起きる可能性がある。
- ・自然環境保護の観点から興味のあるキャンプ場であり、いろいろ情報を共有したい。
- ・キャンプ場利用者に対するルールを示す資料を作成し、委員会にも提示してほしい。
- ・今後は利用実態を把握していく必要がある。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする。



## 淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行 淀川管内河川保全利用委員会  
委員会ニュース

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局  
淀川河川事務所 占用調整課  
〒573-1191  
大阪府枚方市新町2丁目2番10号  
TEL 072-843-2861  
FAX 072-841-3443

ご意見受付

